

事業番号 2021 - 復興 - 20 - 0024

令和3年度行政事業レビューシート (復興庁)

事業名	金融機能安定・円滑化復興事業			担当部局庁	復興庁	作成責任者			
事業開始年度	平成24年度	事業終了 (予定)年度	令和2年度	担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)	参事官 伊地知 英己			
会計区分	東日本大震災復興特別会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-			関係する 計画、通知等	「二重債務問題への対応方針」 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 「東日本大震災からの復興の基本方針」 「平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用 について」(閣議決定)				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関を事務局とする「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が策定)の活用を促進し、東日本大震災の影響により既往債務(東日本大震災の発生以前に負担した債務)の弁済が困難となった個人債務者の債務整理を円滑に進め、もって被災者の生活や事業の再建を支援する。 なお、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の適用は令和3年3月31日をもって終了し、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」において、引き続き東日本大震災の被災者支援を実施していく。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	○ 一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関が「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に則し実施する以下の業務について、被災した債務者が弁護士等の専門家から支援を受ける際の手続費用(報酬及び実費(郵送、交通、宿泊等に要する費用))を対象に、運営機関に対して補助金を給付。 <対象業務> ①個人債務者による債務整理の申出の支援 ②個人債務者の弁済計画書の作成の支援 ③弁済計画書についての報告書の作成(弁済計画書のチェック) ④弁済計画書の説明等の支援 また、同ガイドラインの周知広報を実施。								
実施方法	直接実施、補助								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求			
	予算 の状 況	当初予算	12	7	0.6	0	0		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計	12	7	0.6	0	0			
	執行額	5	3	0.4					
執行率(%)	42%	43%	67%						
当初予算+補正予算に対 する執行額の割合(%)	42%	43%	67%						
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	計	0	0	事業終了に伴い、要求は行わない。					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 2 年度
	「個人債務者の私的整理に 関するガイドライン」を活用 した債務整理の成立 ※各年度の目標値は当初 予算積算時における債務 整理成立件数の見込み 値。	「個人債務者の私的整理に 関するガイドライン」を活用 し、債務整理が成立した件 数 ※成果実績は各年度にお ける債務整理成立件数。	成果実績	件	10	1	1	-	1
			目標値	件	27	9	2	-	2
			達成度	%	37	11.1	50	-	50
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	個人版私的整理ガイドライン お問い合わせ件数等(出典:一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関ウェブサイト)ほか								

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込		
	活動実績	当見込み								
	弁護士等の専門家が報酬の支払いの対象となる業務に従事した実績		人日	18	7	22	-	-		
		人日	253	114	19	-	-			
単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込			
	執行額／成立件数 ※各年度における補助金は現に成立した案件だけでなく、成立に向けて準備中の案件についても支払われる点に留意が必要。						円	36,591	145,876	444,567
			円/件	365,906/10	145,876/1	444,567/1	-			
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	-								
	施策	横断的施策—2 業務継続体制の確立と災害への対応								
	測定指標	定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標	目標年度	
		個人債務者の私的整理に関するガイドラインを活用した債務整理の成立 ※各年度の目標値は、当初予算積算時における債務整理成立件数の見込み値						-年度	2年度	
				実績値	件	10	1	1	-	1
				目標値	件	27	9	2	-	2
	定性的指標		目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
	個人債務者の私的整理に関するガイドラインの運用支援		個人債務者の私的整理に関するガイドラインの運用支援・周知広報	2年度	個人債務者の私的整理に関するガイドラインの積極的な活用により、東日本大震災による被災者(個人債務者)の生活・事業再建が図られ、ひいては、被災地域の本格的な復興に資する。					
					施策の進捗状況(実績)					
					金融機関に対し同ガイドラインの活用を促したほか、周知広報については、マスメディアの活用や市町村へのチラシ配布を実施。					
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
東日本大震災の影響により既往債務を弁済できなくなった被災者(個人債務者)の債務整理を円滑に進めることにより、被災者の生活や事業の再建、ひいては、被災地域の本格的な復興に寄与する。										

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	○本事業は、東日本大震災の影響により既往債務を弁済できなくなった被災者(個人債務者)の債務整理を円滑に進め、被災者の生活や事業の再建に資することを目的とするものであり、国民や社会のニーズを的確に反映しているものとする。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	○本ガイドラインは与野党の「三党一次合意事項」、政府の「二重債務問題への対応方針」等を踏まえて策定されたものであり、震災による被災者の生活再建支援という極めて公共性の高い目的のために実施された事業であることから、国において実施することが適当と考える。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	○震災による被災者の生活再建支援という極めて公共性の高い目的のために実施する事業であって、優先度の高い事業と考える。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	○被災者支援施策に係る周知広報について、一般競争入札に付すこと等により、競争性を確保し、経費の節減を図っている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	○本事業は、東日本大震災の影響により既往債務を弁済できなくなった被災者(個人債務者)の債務整理を円滑に進め、被災者の成果や事業の再建に資することを目的として、その債務整理に要する弁護士等の手続きに係る経費のみを補助しており、負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	○本事業については、東日本大震災の影響による既往債務を弁済できなくなった被災者(個人債務者)の債務整理に要する弁護士等の手続きに係る経費を補助するものであり、当庁が主体的に債務整理の成立件数を増加させることは困難であるが、目的に照らして適切に支出されているか確認を行っている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	○補助金について、その補助対象を、被災者の債務整理に要する弁護士等の手続きに係る経費に限定しており、合理的なものとなっている。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	○補助金の支出に際して、被災者の債務整理に要する弁護士等の手続きに係る経費であるか明細等を確認して、真に必要なものに限定して支出している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	○補助金については、被災地の債務者の生活再建に資する観点から、万全の措置として手当しているところ、各種復興支援施策により被災者の生活や事業の再建が図られつつあることから、本ガイドラインの利用実績が見込みを下回ったことなどにより不用が生じたものである。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	○補助金については、その性質上、経費の節減は不可能であるが、周知広報については、より効果的な周知広報策を採用するなどの工夫を行っている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△	○各種復興支援施策により被災者の生活や事業の再建が図られつつあることから、本ガイドラインの利用実績が見込みを下回ったこともあり、成果実績は目標未達となった。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	○債務整理に要する弁護士等の手続きに係る経費の補助を通じて、被災者の生活や事業の再建を支援しており、効果的と認められる。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	○補助金については、被災地の債務者の生活再建に資する観点から万全の措置として手当したものであり、見込みを達成することが重要な目的ではないが、ガイドラインの利用が進むよう引き続き周知広報に努めていく(「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の適用は令和3年3月31日をもって終了し、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」で引き続き東日本大震災の被災者を支援していく)。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	○周知広報を行うために、作製したチラシ等の成果物については、自治体、金融機関と連携し配布を行うなど、十分に活用している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	○補助金について、債務整理の成立実績は見込みを下回っているものの、被災地の債務者の生活再建に資する観点から万全の措置として手当したものであり、見込みを達成することが重要な目的とはなっていない。 ○補助金については、その性質上、経費の節減は困難であるが、目的に照らして適切に支出されているかについて確認を行っている。	
	改善の方向性	-	

外部有識者の所見

対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

終了予定

令和2年度で終了した事業である。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

予定通り終了

令和2年度で終了した事業である。

備考

-

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-			
平成23年度	-			
平成24年度	13			
平成25年度	016			
平成26年度	027			
平成27年度	0027			
平成28年度	0027			
平成29年度	0023			
平成30年度	0026			
令和元年度	復興庁 - 0026			
令和2年度	復興庁 - 0025			

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

復興庁
0.6百万円

金融庁
0.4百万円

資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備。
資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるため、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮を図ることとしている。

《個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費》

【補助金等交付】

A. 一般社団法人
東日本大震災・自然災害被災者
債務整理ガイドライン運営機関
1先:0.4百万円

東日本大震災において被災した個人債務者が私的整理をする際の弁護士費用等の補助(業務費のうち弁護士等の専門家への報酬及び郵送、交通、宿泊に要する費用の補助)。

【報酬等支払い】

B. 個人

東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関からの委嘱を受け、私的整理の手續支援を実施。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて
補足する)
(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記	A. 一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債 務整理ガイドライン運営機関			B. 個人A		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	補助金	個人債務者私的整理支援事業費補助金	0.4	報酬等	私的整理支援事業報酬及び実費	0.2
	計		0.4	計		0.2
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関	7010005026702	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に則し、個人債務者による債務整理の申出の支援等の業務を実施	0.4	補助金等交付	-	--	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	私的整理支援事業	0.2	その他	-	--	
2	個人B	-	私的整理支援事業	0.2	その他	-	--	
3	個人C	-	私的整理支援事業	0	その他	-	--	